



本イラストはGoogle Geminiで作成しました

小規模事業者持続化補助金は、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等が取り組む「販路開拓（売上拡大の施策）や業務効率化を図る」ための経費の一部を国が支援する補助金制度です。

申請にあたっては、小規模事業者等が経営計画書類を自ら策定することが必須となりますが、地域の商工会議所のアドバイスを受けながら作成していきますので、初めて補助金を申請する小規模事業者にとっても比較利用しやすい制度になっています。経営計画書類の策定により、自社の現状を認識し、経営の方向性を確認、見直すきっかけにつながります。

そこで、小規模事業者持続化補助金（第20回一般型）の概要や活用のポイントなどをお伝えします。

補助金額

通常枠は、対象経費の3分の2（補助上限額は最大50万円）を国が補助してくれます。さらに、インボイスや賃上げへの対応といった特例の条件をクリアすると最大250万円まで上限が引き上げられます。（※表①）

補助対象経費

自社のホームページやECサイトの構築、チラシの制作による広報強化、業務の効率化・生産性向上に直結する機械・設備の導入、店舗改装などです。

※単に今ある機械・設備が古くなってきたための買い替えは対象となりません。新たに導入することでのような効率化を生み、売上につながるのか明確な理由が必要です。

最新（第20回）のポイント

- ・ホームページ制作などのウェブサイト関連費やチラシなどの広報費は「それぞれ上限30万円（税込）」となり、単独での申請はできません。必ず新商品の開発や機械装置の導入など他の経費と組合せる必要があります。
- ・賃金引上げ加点や経営力向上計画の認定など加点項目があります。

補助金全般に言えることですが、補助金は後払いであること、申請をしないと必ず給付を受けられる訳

ではありません。申請した事業が採択され、採択後は補助事業実施期限までに補助事業を終了し、かつ補助事業に係る経費の支払いを完了し、報告書等の提出を行った後に、上限に基づき補助金が出るものです。

まずは自己資金で取り組みを実施することになりますので、資金繰りを含めて計画することが大切です。そして、自社の強みや顧客ニーズを分析し、補助金を活用することで、どのような生産性向上のメリットがあり、売上を増やすことができるのか、自社の経営に必要な取り組みであることを申請書で分かりやすく伝えることが重要です。

詳細は、今月号の会報折込チラシの他、小規模事業者持続化補助金ホームページ（商工会議所地区）の公募要領等をご確認ください。



※一般型の他に、創業後1年以内の小規模事業者等（創業後、事業開始前の事業者も対象）が対象の創業型があります。詳細は、今月号の会報折込チラシをご覧ください。